

財政比較分析表・歳出比較分析表 用語説明

用語説明

【レーダーチャートの指標について】

(1)財政力指数

財政力の強弱を示す指標であり、下記の式により算出した数値の直近の3ヶ年度の平均値が用いられます。この数値が大きくなるほど財政力は強くなるものとされます。なお、単年度の数値で「1」を超える団体は、その年度の普通交付税の不交付団体となります。

基準財政収入額(地方公共団体の標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等の額)

基準財政需要額(地方公共団体の標準的な状態で見込まれる財政需要額)

(2)経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源(経常的一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常経費)に充当されたものが占める割合。財政構造の弾力性を示す指標であり、この数値が高くなるほど財政構造は硬直化しているものとされます。

経常経費に充当した一般財源額

×100(%)

経常的一般財源の総額 + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債

経常経費 = 経常人件費 + 経常物件費 + 経常扶助費 + 経常公債費 + 経常補助費等
+ その他の経常経費

であり、歳出比較分析表では、費目ごとの比率が比較分析されています。各費目には次のような経費が含まれています。

- ・人件費・・・議員報酬や職員給与など
- ・物件費・・・光熱水費や郵送費用、電話料、委託料など
- ・扶助費・・・生活保護費や児童手当費など
- ・公債費・・・地方債の元金償還と利子支払いなど
- ・補助費等・・・各種補助金や負担金など
- ・その他・・・維持補修費や繰出金など

(3)将来負担比率

平成 20 年度から地方公共団体財政健全化法に基づいて新たに導入された指標で、将来負担の大きさを表す指標で、次のとおり算出されたものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100(\%)$$

A：前年度末の確定債務と負担が見込まれる債務の合計値

B：前年度末の充当可能基金の現在高

C：債務の償還財源に充当可能な特定の歳入の収入見込額

D：前年度末の地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模（標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額）

F：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等

将来負担額（上記 A 関係） から までの合計額

一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）

一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

連結実質赤字額

組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基本額(上記 B 関連)

から までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(4)実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \times 100(\%) \quad (3 \text{ か年平均値})$$

A:地方債の元利償還金(公営企業分、繰上償還等を除く)

B:地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C:元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D:地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E:標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費と、公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずる費用に充当された額(ともに普通交付税が措置されるものを除く)の占める割合の前3か年度の平均値。

地方債協議制度のもとで、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、実質公債費比率が25%以上になると早期健全化団体、35%以上になると財政再生団体となります。

(5)人口1人当たり人件費・物件費

平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口1人当たりの人件費・物件費の額です。

なお人件費とは議員報酬、職員給与など、物件費とは光熱水費や郵送費用、電話料、委託料などであり、ともに一般行政サービスに要する経費です。

(6)ラスパイレス指数

地方公共団体の職員構成が国の構成と同一であると仮定した場合の給与総額の比較。

(7)人口1,000人当たり職員数

平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口1,000人当たりの職員数。ただし、職員数は平成22年4月1日現在です。

【比較分析表の指標について】

(1)人件費及び人件費に準ずる費用

その市町の議員・職員の人件費のほか、その市町が構成団体となっている一部事務組合への負担金のうち一部事務組合の人件費相当分など人件費に準ずる費用を加え、さらに退職金支出を控除して、実質的な経常人件費の比較分析を行っています。

(2)公債費及び公債費に準ずる費用

その市町の一般会計等の公債費のほか、その市町の公営企業への繰出金のうち公営企業の公債費相当分など公債費に準ずる費用を加え、さらにこれらのうち普通交付税の基準財政需要額に算入された額を控除して、実質的な公債費の比較分析を行っています。

(3)起債制限比率

次の算式で求められた値の3か年度平均値です。かつての地方債許可制度のもとで、20%以上の団体は地方債の発行が制限されました。

$$\frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100 (\%) \quad (\text{過去3か年度の平均値})$$

A: 1)元利償還金(公営企業債分及び繰上償還分を除く)

2)公債費に準ずる債務負担行為に係る支出(施設整備費、用地取得費に相当するものに限る)

3)五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出、の合計

B: Aに充てられた特定財源

C: 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D: 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)

E: 1)普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(普通会計に属する地方債に係るものに限る。)

2)普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出、の合計

(4)普通建設事業

その市町の一般会計等で行った道路整備や施設建設などの費用について、過去5年分の比較分析を行っています。なお、合併があった場合は、合併以後の数値を表示しています。

【その他の用語について】

(1)標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な収入見込額を示すもので、次のとおり算出されます。

$$\begin{aligned} & (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} \\ & + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額} \end{aligned}$$

基準財政収入額・・・地方公共団体の標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等の額

臨時財政対策債・・・地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債。この地方債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

(2)財政調整基金

経済の不況等による大幅な税収減や、災害の発生等による思わぬ支出の増加等、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。